

外観	部位	基準	分類	仕様	備考	現況	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書の移写
屋根	後	基準2	後	垂釘引鉄板垂葺	明治42～44年の間に経年から金箔葺きに変更。垂葺きとなつてからの割付けはほとんど変わらなかつた(付属資料3)。時計台の屋根はほとんど変わらなかつた(付属資料3)。	当初は杉葺屋根。現在には垂釘引鉄板垂葺。ルーフィング材。明治42年～44年の間に金箔葺きに変更したものを記録。S8、S24、S42、S51、H4に金箔葺きの記載あり(P120)。垂葺きはほとんど変わらなかつた(付属資料3)。	
	後	基準5	後	【主屋・東廂部】構造用ハネ材、ルーフィング板	平成10年修理で土居葺きを撤去して設置	平成10年修理で土居葺きを撤去して設置(P94)	
	準才	基準1	【主屋・北側中央部・東廂部】土居葺	明治末木材の土居葺きを約4㎡削し、詳細には保存活用計画P00-51(参照)特殊な材料	明治末木材の土居葺きを約4㎡削し、詳細には保存活用計画P00-51(参照)特殊な材料	土居葺きは、明治初期に設置されたものと判断した。本屋中央部の修理(合巻の四・五・六目と棟木および棟木から一本目の母屋に囲まれた範囲)の削り出しは現在も残存しているが、この部分は構造用ハネ材を葺くならなかった。(P94)	
	準才	基準2	【玄関・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で置き替え。	平成10年修理で古材を撤去して新材で置き替え。	当初は杉葺屋根。現在には垂釘引鉄板垂葺。土居葺。明治42年～44年の間に金箔葺きに変更したものを記録。S8、S24、S42、S51、H4に金箔葺きの記載あり(P120)。	
	後	基準5	後	ルーフィング(時計塔屋根軒先、本屋と翼廊間葺(含4方所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新。	昭和51年に、時計塔屋根軒先・本屋と翼廊間葺(含4方所)に設置。平成10年修理で、既設部分の更新に加えて玄関根軒間に新設(P13表、P138)	
	後	基準2	後	フィニアル	当初と素材は相同していることは判明しており、これまでの修理でも同様の素材は行われていないが、ある時から鉄くち師自らの意匠・上機軸的な部位として基準2とした。	木製(時計塔部)に立付け方材、主柱・翼廊・玄関間に平面計5方所。すべて形状は当初材と相違し、継続的な変換は行っていない。昭和58年に時計塔・フィニアル取替。	
	後	基準2	後	足形(時計柱、フィニアル)	後補材。当初の詳細形状不明だが意匠・上機軸的な部位	木製(時計塔柱先部・端材方所、フィニアル方所)。後補材(P114)であり形状などは写真類などは判断できない。	
	後	基準4	後	吊鉤	平成10年修理で取り付けた後補材	平成10年修理で取り付けた後補材(P31・P134)	
	後	基準4	後	椅子(東廂部・東廂間)	昭和28年に数個椅子を制作。平成10年修理で往來品を補修して復旧	昭和26年40に数個椅子の製作(P13～4年表)。平成7年に取替を取り外し新規製作(P134)。	
	後	基準3	後	屋根被葺	合成樹脂調整合巻ペイント(平成20年・OPから・SOPに・変更)	H30年の被葺工事で、油圧調整合巻ペイント重釘引の生産が白色のみであり、赤色の色色再現のため、合成樹脂調整合巻ペイントに変更している。(H30年外装改修工事報告書)	
軒廻り	準才	基準1	準才	風、鼻隠、拝堂壁、十文字火格子(屋根削り)	昭和51年当初材。その後ほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側)を、意匠・上機軸的な部位として基準2とした)	鼻隠は解体して、被葺品は本屋裏面の南側に外解体した。すべて形状は当初材(P14表)。	
	準才	基準2	準才	【主屋・東廂部】広小舞	北側の広小舞は昭和42年に取替	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	才、準才	基準1	才、準才	【時計塔部】広小舞、軒先覆(柱頭縁形)、軒縁形、持送り、軒小舞、千鳥股	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側)を見て基準1とした)	広小舞はすべて当初材(P63)。H10年修理で、北側の軒先中央部より取り外し外小舞は多く、下巻から軒先に角を打ち込ませて止めていた(P63)。支那北側軒先(下巻中央部)(C-1)の被葺調査より当初材(ハナ・瓦葺瓦葺瓦葺)と同時の層級(P127～128)。	
	才、不	基準1	才、不	【玄関部】広小舞、持送り、軒桁中央飾り	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側)を見て基準1とした)	昭和58年、玄関の鼻隠と取替(P13)。形状、層級は古写真を見る限り当初にほぼ同じ。	
	準才	基準1	準才	【玄関部】鼻隠	後補材(明治末と想定)。明治半年代の特殊な材料。	昭和58年、玄関の鼻隠と取替(P13)。形状、層級は古写真を見る限り当初にほぼ同じ。	
	後	基準2	後	【玄関部】波	付帯差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。	昭和58年、玄関の鼻隠と取替(P13)。形状、層級は古写真を見る限り当初にほぼ同じ。	
	準才	基準1	準才	付帯差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。	納まりは当初材。金箔葺きの切り手当初から付けたと考えられる	昭和58年、玄関の鼻隠と取替(P13)。形状、層級は古写真を見る限り当初にほぼ同じ。	
	準才	基準2	才、準才	下巻板	下巻板年表は、明治11年(明治11年)、明治39年、昭和8、42、平成10年が起る。当初材を含むが、「定型的に材料の取り替えを必要とする修理が必要と見込まれた部位として基準2。	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	幕板(二股)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	水切り(垂釘引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
外壁	後	基準3	後	水切りを包む垂釘引鉄板	昭和42年以降の改修層級が無く、こと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初葺きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	主要材・外壁・建具等垂葺	油性調整合巻ペイント(顔色のため、合成樹脂調整合巻ペイントを含む)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	才	基準1	才	【時計塔部】文学館、文芸館間(項目表)	文学館は明治14年当時の垂釘引と考えられている。文学館間(項目表)は当初材。	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰木切り、千鳥股裏面・腰面・格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準1	才	【時計塔部】持送り・腰面・腰面	当初材を含む可能性があるが準才1	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	後	基準3	後	【時計塔部】腰木切りを包む垂釘引鉄板	上記「水切り」を包む垂釘引鉄板に準じた。	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準1	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	後	基準3	後	窓笠木上端を包む垂釘引鉄板	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	窓建具は明治14年当時の垂釘引と考えられている。文学館間(項目表)は当初材。	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	建具金物	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
開口部・建具	後	基準3	後	ガラス	清水は昭和8年、昭和42年のもの	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	後	基準4	後	付録	平成10年修理で補遺工事の痕跡より調査の裏に新設、一部現存の納まりと推定されているため、基準2とした。	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
	準才	基準2	準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎・凝灰岩柱石上)	昭和42年に設置(明治12年以降の改修層級が無く、こと、保存修理工事時に当初葷きの存在の記録が無く、ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、北側軒先の広小舞を取り換え。(P12)。	
主材	準才	基準1	才、準才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位	安山岩(礎石)古石より仕上(P30)。古写真より基礎石が端部まで、材種は判明できないが、同様の姿を使っていることと想定できる。(P53/座25)	
	後	基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8以降の写真では確認できる。当初設置の煙突は明治39年に撤去。現在のものは主屋南側と北側間のものは昭和24年に設置。主屋北側のものは昭和41年頃に設置。昭和42年に外装復原。	H30年の修理工事で一部補修(H30工事面図上)。	
	準才	基準2	準才	煙突(屋根上・北側軒先化粧板)	当初設置の煙突は明治39年に撤去され(P38)。昭和24年に主屋南側と北側間の一本(明治24年修理に新設)と、煙突(屋根上・北側軒先化粧板)の一本(明治24年修理に新設)と、煙		

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

主 屋・翼 屋 1 F	部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁	
玄間ポーチ	床	準才	基準2	準才	石階段(札幌軟石)・ポーチ床(中央部:札幌硬石、両脇:登別硬石 四半敷)	昭和42年に新設。創建時から明治40年代古図に3段の階段が記され、創建当初および明治初期の古写真でも階段状のものが確認でき、素材の詳細は不明だが、当初の状態を保っているとして基準2とした。	昭和42年、玄間ポーチの隅いを撤去し、ポーチ床まで石階段(札幌硬石)を3段設け、ポーチ床を中央部に札幌硬石、両脇を登別硬石の四半敷とした(P11)。平成10年修理では、玄間ポーチ右側の薄んだ目地を除去し、すでに消失した部分と合わせて札幌の磨崖石を詰め直した。また、土台補修のため取り外したポーチの四半敷を復旧した(P13)。創建時から明治40年代古図に3段の階段が記され(P17-20)の古写真でも階段状のものが確認できる(初期のころは木製の可能性あり)。	
			基準2	不	石造番櫓	年代不明(昭和42年に15cm広げている)だが、石階段に準じて基準2とした。	昭和42年に玄間出入口の幅を15cm広げた(P11)→扉取替時に合わせて取替もしくは補足による補修を行ったが、これはと異なる幅(1尺南北方向長手の板張り)。未解体のため詳細不明(P64)。玄間天井板(C-2)は当初材(A-1北翼廊北西隅柱)と同様の塗装履歴(P127-128)	
		天井	基準1	不	打上げ天井・天井廻縁	未解体のための詳細不明だが、登壇調査では当初材と同様の断層を持つたの基準1とした。	昭和42年に玄間出入口の幅を15cm広げ、上部ガラス入パネル扉を設け、扉廻縁面を小幅壁板張りとした(P11)	
			基準2	準才	小幅壁板張り	昭和42年に取替	昭和42年、ラフ材で取替(昭和42年図面にもラフ材の記載あり)(P64)。ガラス入り両開き(外開き)開閉方向はホイラーの扉廻縁面には合わせず外向き(P111)(昭和42年に玄間出入口の幅を15cm広げ、上部ガラス入パネル扉を設け、扉廻縁面を小幅壁板張りとした(P11))	
		開口部建具	基準2	準才	木製ガラス入り両開扉・建具枠	昭和42年に幅を15cm広げて取替	昭和39年玄間北棟(時計塔柱柱本、本家柱1本+抱合柱一部)を高さ1.2mで仮継ぎ。これに伴う柱補修(P11)	
			基準1	不	独立柱	年代不明だが、主要な構造であり、珪線直があり安全側を見て基準1とした。	硬石(安山岩)小叩き仕上げ(P30)。古写真から基礎石が確認でき、材種は判明できなかつたが、同様姿を保っている。	
	主要材	準才	基準2	準才	独立柱基礎(安山岩)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる	H30年の建築工事で、油性調合ペイント白亜粉塗の生産が白色のみであったため、色彩再現のため、油性調合ペイント白亜粉塗(白)を主体に、合成樹脂調合ペイントを配合している(H30年外部改修工事報告書)。	
			基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)	平成10年修理では、玄間ポーチと文字盤の照明器具以外の電灯は活用工事で取り付けた。玄間ポーチ天井部分の照明器具(一器)は在来の器具を整備・点検のうえ取り付(P138)	
		照明器具	基準4	後	シーリンググライツ	平成10年修理では、在来品をそのまま再用		
			—	—	—	—		
		その他	—	—	—	—		
			—	—	—	—		
玄間ホール・風除室	部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁	
			基準5	後	コンクリート打設・モルタル仕上げ	昭和8年にコンクリート土間に変更。昭和42年新設。平成10年修理で補修。	コンクリート打設モルタル仕上げ(カーベット敷)(P28)。昭和8年にコンクリート土間に変更(P8)。昭和42年に玄間ホールはコンクリート床を新設・モルタル仕上げ(P11)。平成10年修理で補修。	
		床	基準4	後	カーベット敷	—	昭和24年天井貼替(範囲不明)(P10)。昭和42年の修理では、1階天井は一部を補修したのみで修理前のものを残し、塗装仕上げをした(P11)。平成10年修理では、大展示室の一部(北側)と天井板の一部(北側)と天井板が緑・黒下のみの解体のため、玄間ホール天井の年代は不明(P64)。天井板の幅については、平成10年修理の解体範囲で後補材と判明した部材と同じ幅であることが分かっている(P64)	
			基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。	未解体のため仕様の不明な横板の形状に差異は認められない(P64)。	
		天井	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが横形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
			基準2	準才	横羽目板張り	昭和8年に横登壇目板・上部漆喰塗に貼替したものを、昭和42年に横羽目板張りとする。	材(P63)。	
	壁	準才	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
			基準1	不	北面・南面扉:ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残る。安全側を見て基準1とした。(小展示室南面扉・事務室北面扉と同一扉)	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
		開口部建具	基準1	不	東面扉:ガラス入り両開き自在扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残る。安全側を見て基準1とした。(廊下西面扉と同一扉)	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
			基準4	後	風除室間仕切・扉(アルミサッシ・ガラス扉・ガラス欄間)	—	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
		基準3	後	後	南面窓:4枚建て引違いガラス窓・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠、カウター	冬季の外気流入を防ぐため、平成14年に設置。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
			—	—	—	当初は壁面、昭和42年改修時も維持(建具は従前を再用)。(事務室北面窓と同一窓)	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。	
主要材	準才	基準2	準才	天井・内壁・廻縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。		
		基準2	後	シャンデリア	昭和8年取り付けと考えられるシャンデリアに倣い昭和42年に製作。意匠上特徴的なものとして基準2。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。		
	照明器具	基準4	後	ダウンライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。		
		基準1	不	木製分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする。平成10年修理で分銅案内枠の補強方法を変更。	昭和8年に、順に登壇目板を巡らせ上部を撤去して上部を撤去しと想定(P9:註十)。昭和42年の修理では、1階内壁は、履歴登壇目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板とし、窓板仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。		
ワイヤなど腐蝕が発生して重錘が落下した場合、案内棒を突き破って付近にいた来館者に被害をおよぼす可能性があるため、昭和8年に案内棒の外側に鋼板が巻いて付けられた。しかし、それは無断で玄間ホールの上層を損ねていたため、平成10年修理で、案内棒の外側に鋼板を取り付ける等の方法に改められた(P137)。								

主 体 部 分	部 位	基 準	分 類	仕 様	備 考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁	
						昭和42年、階段は位置・形状とも判明する限り原形に復し、手摺・手摺子・欄柱は可能な限り再利用した(P11)。平成10年修理で、仮設されていた塩ビシートをノンスリップとともに更新(P138)。	階段は位置・形状とも判明する限り原形に復し、手摺・手摺子・欄柱は可能な限り再利用した(P11・P64)。
西階段 翼 屋 1 F	床	基準2	準オ	段板	昭和42年に復原		
		基準2	準オ	蹴込板	昭和42年に復原		
		基準4	後	塩ビシート・ステンレス製ノンスリップ(仮設)	平成10年修理で取替		平成10年修理で、仮設されていた塩ビシートをノンスリップとともに更新(P138)。
		基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。		昭和24年天井貼替え(範囲不明)(P10)。昭和42年の修理では、隣天井井の一部を補修したのみで修理前のものを残し、塗装仕上げをした(P11)。平成10年修理では、大蔵分室の一部(北側)と天井板が続く廊下のみの解体のため、階段(玄閣・ホール南側)天井の年代は不明(P64)。※天井板の幅については、平成10年修理の解体範囲で後補材と判明した部材と同じ幅であることが分かっている(P64)
	天井	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。		未解体のため仕様の不明だが線形の形状に際立った差異は認められない(P64)。
		基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰壁羽目板・上部漆喰縁に貼替したものを、昭和42年に横羽目板張りとする。		昭和8年に、腰に腰壁羽目板を巡らして上部を塗壁としたと想定(P9・註十丁)。昭和42年の修理では、1階内壁は、腰壁羽目板・上部漆喰縁窓および窓を除去して横羽目板張りとし、塗装仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。
	壁	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。		幅木は上部の面取りの微かな違いから3種類に区分できるが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない。(P63)
		基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不磨蝋正が完全ではないため付け加したものの。将来は取り去るべきものとされたため、基準4とした。		昭和42年フローリングと幅木の取り合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取付(P12)。不磨蝋正が完全でないため付け加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。
		基準2	準オ	上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原		窓建具も当初材はなく、昭和42年に切り縮めて再用された昭和8年の建具と、北側に復された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付けられている。(P59-60)
	開口部建具	基準4	後	風除壺間仕切・扉(アルミサッシ・ガラス扉・ガラス欄間)	冬季の外気流入を防ぐため、平成14年に設置。		保存活用計画P68参照
主 体 部 分	主要材	基準1	オ	持送り(階段上り口間脇柱)	年代不明。安全側を見て基準1とした。		
	塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント		平成10年修理で、塗り塗を行った(P133)。
	照明器具	基準4	後	シーリングライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。		(P138)
	その他	基準1	不	階段廻柱・手摺・手摺子・幕板	昭和42年の復原の際に、可能な限り遺存材を再利用しているが、その年代は不明。安全側を見て基準1とした。		階段は位置・形状とも判明する限り原形に復し、手摺・手摺子・欄柱は遺存材を再利用して可能な限り復原(P11・P64)。欄柱は後補の可能性が高い(P64・註五七)
		基準4	後	樹脂製手摺	平成21年(バリアフリー)化改修工事にて設置。		
	※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明						

主	部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
屋・翼屋1F	事務室	床	基準1	オ	下張り板(倉板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。	床は倉板の上に後補のフローリング張り(P29)。昭和35年、1・2階のフローリング張替え(P10)と張替え範囲不明、昭和42年(3階)の床板は全面的に張り直したが、倉板・フローリングとも既存材を再用(P11)。倉板は当初材と考えられると記載あり(P34)。
			基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。	昭和35年以前のもの。昭和8年の改修で1階の床板を張り替え(P8)。昭和35年1・2階のフローリング取替補修(P10)・範間(不明)、事務室(他室と同様とあり)床は倉板の上に後補のフローリング張り(P29)。
			基準5	後	Pタイル敷(フローリングの上)	平成10年修理で設置	平成10年修理で、事務室には天井・間仕切・養生壁・床を、それぞれ仮設する(P154・註十)。
			基準5	後	カーペット敷	事務室入口に敷設	
			基準2	準オ	倉摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材が存在していない。木肌の様子から布基礎構築のために床板・床組みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
	天井	不	基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。	昭和42年天井貼替え(範囲不明)(P10)。昭和42年の修理では、1階天井は一部を補修したのみで修理前のものを残し、塗装仕上げをした(P11)。平成10年の修理では、大講堂室の一部(北側)と天井板が壊く廊下側のみの解体のため、事務室天井の年代は不明(P64)。※天井板の幅については、平成10年修理の解体範囲で後補材と判明した部材と同じ幅であることが分かっている(P64)
			基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが構形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。	未解体のため仕様不明だが構形の形状に際立った差異は認められない(P64)。
			基準5	後	石膏ボード+石膏細吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置	後補、天井および梁・下端を覆う。平成10年、事務室の床・壁・天井(断熱材入り)の造作は、平成10年の「時計台建築活用工事」(札幌市単費事業)の中で、仮設されたものである(P31、154)。
			基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰窓羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。	昭和8年に、腰に腰窓羽目板を巡らして上部を漆喰したと想定(P9・註十)。昭和42年の修理では、1階内廊は、腰窓羽目板・上部漆喰塗壁および窓を除去して横羽目板張りとし、塗装仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。
			基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの微妙な違いから3種類に区分できるが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない。(P63)
	開口部・建具	壁	基準4	後	石膏ボードクロス張り(横羽目板張り、煙突部を覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。窓から内部を傍観できるため基準4とした。	(P31、154)
			基準5	後	仕切壁・飾入	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	平成10年、事務室には天井・間仕切・養生壁・床を、それぞれ仮設する(P31、154)。
			基準1	不	ガラス入り間開扉・嵌殺ガラス入り欄間付	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具内には建具取外しや継番位置変更の痕跡が残。安全側を見て基準1とした。(玄関ホール南面廊と同一扉)	ガラス入り間開扉・嵌殺ガラス入り欄間付。昭和8年、各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため額縁年代・取付方法は不明。窓枠には建具を外したことを示す木捻子痕が二～三回あるほか、嵌番の位置を変えたことを示す埋木も何箇所かみられた(P64)。
			基準3	後	北面窓:4枚建て引違いガラス窓・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	当初は壁面、昭和42年改修時も維持(建具は従前を再用)。(事務室北面窓と同一窓)	当初は壁面。昭和42年に事務室は玄関ホール側の窓を残し、建具は従前のものを再用(P11)。4枚建て引違いガラス窓・嵌殺ガラス入り欄間付。
			基準2	準オ	西東南窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原	西11カ所、南2カ所。窓建具も当初材はなく、昭和42年に切り縮めて再用された昭和8年の建具と、北側に使われた昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付いている(P59-60)
	主要材	後補	基準5	後	内窓:面開きガラス窓(上げ下げガラス窓の内に設置)、建具枠	後補	
			基準4	後	鉄製円柱	後補、昭和36年に補強のため設置。時計台の内部塗装色に合わせて塗装がされているため、基準4とした。	後補、昭和34年事務室梁補強で鉄柱建て一ヶ所・細い方一(P10)。昭和36年事務室梁補強で鉄柱一ヶ所増設・太い方一(P10)。図面より細い方は西側、太い方は東側(P24)。東側の柱は2階の本屋と翼屋の境にある垂れ壁の中央に立てられた独立柱(当初材)の直下に位置している(P99図10)。内部の鉄柱之本のうちの西側(階段室側)を撤去(P11)。
			基準5	後	方柱・山形鋼(化粧石膏ボードにより覆われている)	後補の補強材(2階梁下端突出部の補強)	後補の補強材(2階梁下端突出部の補強)。昭和34年事務室梁補強で梁へ方柱取付(P10)。
			基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性腫合ペイント	平成10年修理で、糊い塗りを行った(P133)。
			基準5	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	(P138)
その他	照明器具	後	基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)	当初位置の煙突は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスターの塗り直し。平成10年修理でモルタル補修・鉄筋・モルタル充填補強。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)。昭和24年に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図16)。昭和42年プラスター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年に鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒気紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗り後と研磨を三回繰り返し表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニデラックス三〇〇・関西ペイント株式会社製品)をローラー塗りに仕上げた(P134)。
			基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。事務室(管理区棟内)であるが、他の煙突に似い、基準4とする。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)。昭和24年に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図16)。昭和42年、プラスター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年、鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒気紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗り後と研磨を三回繰り返し表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニデラックス三〇〇・関西ペイント株式会社製品)をローラー塗りに仕上げた(P134)。
			基準5	後	カーテンレール、カーテン	平成10年修理で設置	
			後	後	アコーディオンドア、レール	平成10年修理で設置	
			基準5	後			

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

主 体 部 分	部 位	基 準	分 類	仕 様	備 考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
小 屋 Ⅰ F	小 展 示 室	基準1	不	下張り板(桧板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。	床は桧板の上に後補のフローリング張り(P29)。昭和35年・1・2階のフロアリング張替え(P10)張替え範囲不明、昭和42年1階の床板は全面的に張り直したが、桧板・フローリングとも既存材を再用(P11)。桧板は当初材と考えられると記載あり(P34)
		基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。	昭和35年以前のもの。昭和8年の改修で1階の床板を張り替え(P8)。昭和35年1・2階のフローリング取替補修(P10)範囲不明、事務室(他室も同様)とあり床は桧板の上に後補のフローリング張り(P29)。
		基準4	後	カーペット敷	一部に敷設	
		基準2	準オ	畳摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材は存在していない。木肌の様子から布基礎構築のために床板・床組みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
		基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。	昭和42年天井貼替え(範囲不明)(P10)、昭和42年の修理では、1階天井は一部を補修したのみで修理前のものを残し、塗装仕上げをした(P11)。平成10年の修理では、天井等の一部(北側)と天井桟が壊れ廊下のみの解体のため、小屋示等天井の年代は不明(P64)。※天井板の幅については、平成10年修理の解体範囲で後補材と判明した部材と同じ幅であることが分かっている(P64)
天 井	天 井	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが横形の形状に基拠は認められない。安全側を見て基準1とした。	未解体のため仕様不明だが横形の形状に際立った差異は認められない(P64)。
		基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰笠羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。	昭和8年に、腰に腰笠羽目を巡らして上部を漆喰塗としてと規定(P9・註十九)。昭和42年の修理では、1階内窓は、腰笠羽目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板張りとし、塗装仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。
		基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの微妙な違いから3種類に区分できているが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない。(P63)
		基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の取付け合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取り付(P12)。不陸矯正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。	昭和42年フローリングと幅木の取付け合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取り付(P12)。不陸矯正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。
		基準1	不	東面扉、南面扉：ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや縦番位置変更の痕跡が残リ、安全側を見て基準1とした。(廊下西面北側扉と同一扉)	ガラス入り片開扉(内開き)・嵌殺ガラス入り欄間付。昭和8年、各部扉の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため額縁年代、取付方法は不明。窓枠には建具を外したことを示す木釘平痕が二～三回あるほか、嵌番の位置を変えたことを示す埋木も何箇所かみられた(P64)。
開口部建具	開口部建具	基準2	準オ	西東北窓：上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原。東面窓は平成10年修理で復原したもの。	西2カ所、北2カ所、東1カ所(東1カ所は平成10年修理で復原)。窓建具も当初材はなく、昭和42年に切り縮めて再用された昭和8年の建具と、北側に復された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付いている(P59-60)
		基準2	後	木製支柱(独立柱・舟形木枠の受け材付き)	明治39年に2階楼下部廊の突出部を受け材として設置。後補材だが、明治時代の部材であり特殊な仕様として基準2とした。	明治39年に設置された舟形木枠の受け材を備える(2階楼下部の突出部を受けける)木製支柱。明治39年の移転に伴う改造で、階小展示室に独立柱を建てた(P7・註十五)。昭和8年の改修で化粧板で被覆(P8)。
		基準3	後	木製支柱(独立柱)化粧板	昭和8年の改修で設置	昭和8年の改修で化粧板で被覆(P8)
		基準1	オ、準オ	梁	主要な構造	軸組で整理
		基準1	オ、準オ	柱	主要な構造	軸組で整理
塗 装	塗 装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	平成10年修理で、塗り換えを行った(P133)。
		基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	(P138)
		基準3	後	煙突(屋根下：煉瓦葺み/プラスチック塗)	煙突は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスチック塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、昭和24年に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年プラスチック塗直し(P12)。平成7年に鉄筋補入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒冷砂を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗りと研磨を三回繰り返し表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニラックス三〇〇-関西ペイント株式会社製品-)をローラー塗りに仕上げた(P134)
		基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、昭和24年に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年プラスチック塗上げを塗り直し(P12)。平成10年修理で鉄筋補入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒冷砂を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗りと研磨を三回繰り返し表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニラックス三〇〇-関西ペイント株式会社製品-)をローラー塗りに仕上げた(P134)
		基準4	後	温水暖房器具、配管	平成10年修理で設置	平成10年、全館に新たに温水暖房設備を敷設する。(P154、付録6)
そ の 他	そ の 他	基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置	(付録6)
		基準4	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置	(付録6)
		基準5	後		平成10年修理で設置	

※オ：オリジナル/準オ：準オリジナル/後：後補/不：不明

主 部 分	部 位	基 準	分 類	仕 様	備 考	根 拠 ・ 出 典 ※ (P O) は 平 成 1 0 年 保 存 修 理 工 事 報 告 書 内 の 該 当 頁
主 屋 ・ 翼 屋 1 F	床	基準1	不	下張り板(倉板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。	床は桧板の上に後補のフローリング張り(P29)。昭和35年、1・2階のフローリング張替え(P10)・張替え範囲不明・昭和42年1階の床板は全面的に張り直したが、倉板・フローリングとも既存材を再用(P11)。増設板は「当初材と考えられる」と記載あり(P34)
		基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。	昭和35年以前のもの。昭和8年の改修で1階の床板を張り替え(P8)。昭和35年1・2階のフローリング取替補修(P10)・範囲不明・事務室(他基も同様とあり)床は桧板の上に後補のフローリング張り(P29)。
		基準4	後	カーペット敷		
		基準2	準才	倉板	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材は存在していない。木目の様子から布基礎構築のために床板・床細みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
		基準2	後	打上げ天井	時代は断定できないが後補材である(昭和8年と推察される)。昭和42年の修理では既存材を残す。	昭和24年仕替え(範囲不明)(P10)。昭和42年の修理では、1階天井は一部を補修したのみで修理前のものを渡し、塗装仕上りをした(P11)。大展示室の一部(北側)と天井板が縁く廊下の解体調査した結果、後補材であることは間違いない。その時代は断定できないが、資料が残る昭和24年、42年に張り替えの記録がないことから、間取りが現任とほぼ同じになった昭和8年と推察される(P64)。
	天井	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが鑲形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。	未解体のため仕様不明だが鑲形の形状に際立った差異は認められない(P64)。
		基準2	準才	横羽目板張り	昭和8年に腰壁羽目板・上部漆喰塗装に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。	昭和8年腰に腰羽目板を巡らして上部を塗装としたと推定(P9;註十九)。昭和42年の修理では、1階内壁は、腰壁板羽目板・上部漆喰塗装を撤去および窓を除去して横羽目板張りとし、塗装仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。
	壁	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの微妙な違いから3種類に区分できるが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない(P63)。
		基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したものの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。	昭和42年フローリングと幅木の取り合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取付(P12)。不陸矯正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。
		基準3	後	横羽目板張り間仕切り壁(大展示室との仕切り壁)	昭和24年に新設	大展示室と廊下間仕切り壁は、昭和24年の改修で新設(P8・P23図15)。昭和42年に、窓があった部分を壁に改修(P24図17とP25図18の比較による)
		基準1	不	西面北寄り扉・ガラス入り片開扉・建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを見て基準1とした(小展示室東面扉と同一扉)。	ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り開閉付。昭和8年、各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため額縁年代・取付方法は不明。壁料には建具を外したことを示す木隠し縁が二～三回あるほか、嵌番の位置を変えたことを示す埋木も何箇所かみられた(P64)。
	開口部建具	基準1	不	西面南寄り扉・ガラス入り同開き自在扉・嵌殺ガラス入り開閉付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや嵌番位置変更の痕跡が残る(安全側を見て基準1とした(玄関ホール東面扉と同一扉))。	ガラス入り同開き自在扉・嵌殺ガラス入り開閉付。昭和8年、各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため額縁年代・取付方法は不明。壁料には建具を外したことを示す木隠し縁が二～三回あるほか、嵌番の位置を変えたことを示す埋木も何箇所かみられた(P64)。
		基準3	後	東面扉・ガラス入り同開扉、建具枠	当初にない廊下壁面の扉。年代不明だが、塗装の塗り重ねが少ない点からも、新しい年代のものと思われる(大展示室西面扉と同一扉)。	新しい年代のものと思われる。ガラス入り同開扉(内開き)。昭和8年、各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため額縁年代・取付方法は不明だが、定規線などの形式が違うことや、塗装の塗り重ねが少ない点から時計台の中では最も新しい建具(P64)。
		基準2	準才	北窓:上げ下げガラス窓、建具枠	平成10年修理で復原したもの(大展示室との境界に位置)	北力所(平成10年の修理工事で復原)。窓建具も当初材は否。昭和42年に切り離して再用された昭和8年の建具と、北側に復された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付けられている(P59-60)。
	主要材	—	—	—	—	—
	塗装	基準2	準才	天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	平成10年修理で、新しい塗りを行った(P133)。
	照明器具	基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	(P138)
	その他	—	—	—	—	—

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

主 体 部 分	部 位	基 準	分 類	仕 様	備 考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
主 体 部 分	大 展 示 室	基準1	不	下張り板(倉板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。	床は倉板の上に後補のフローリング張り(P29)。昭和35年、1・2階のフローリング張替え(P10:張替え範囲不明)、昭和42年1階の床板は全面的に張り直したが、倉板・フローリングとも既存材を再用(P11)。倉板は「当初材と考えられる」と記載あり(P34)。
		基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。	昭和35年以前のもの。昭和8年の改修で階床板を張り替え(P8)。昭和35年1・2階のフローリング取替補修(P10:範囲不明)、事務室(他室も同様とあり)床は倉板の上に後補のフローリング張り(P29)。
		基準4	後	カーペット敷	一部に敷設	
		基準2	準才	倉措	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材は存在していない。木肌の様子から布基礎構築のために床板・床組みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
		基準1	準才	打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)	大展示室の一部(北側)については、時代は断定できないが後補材である(昭和8年と推察される)。それ以外は未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。	昭和42年貼替え(範囲不明)(P10)。昭和42年の修理では、1階天井は一部を補修したのみで修理前のものを残し、塗装仕上げをした。(P11)。大展示室の一部(北側)については、解体調査した結果から後補材であることは間違いない。その時代は断定できないが、資料が残る昭和24年、42年に張りの証拠がないことから、間取りが現在とほぼ同じになった昭和8年と推察される(P64)。大展示室の未解体部分の天井板については、年代は不明(P64)。※天井板の幅については、平成10年修理の解体範囲で後補材と判明した部分と同じ幅であることが分かっている(P64)。
	天 井	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが構形の形状に差異は認められない。事務室東側の小部屋の痕跡を残すため、安全側を見て基準1とした。	未解体のため詳細不明だが構形の形状に際立った差異は認められない(P64)。周囲の廻縁に不自然な理材があり、明治11年のもの(P17図3)にある事務室東側の小部屋の存在を肯定する痕跡と考えられる(P36)。
		基準2	準才	横羽目板張り	昭和8年に腰懸羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。	昭和8年に、腰に腰懸羽目板を巡らして上部を漆喰としたと断定(P9:註十九)。昭和42年の修理では、1階内壁は、腰懸羽目板・上部漆喰塗および窓を除去して横羽目板張りとし、塗装仕上げをした(P11)。横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材(P63)。
		基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの微妙な違いから3種類に区分できるが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない。(P63)。
		基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の取替が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。	昭和42年にフローリングと幅木の取替が行い、生じた隙間に三角断面の付縁を取付(P12)。不陸補正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。
		基準3	後	横羽目板張り間仕切壁(廊下との仕切壁)	昭和24年に新設	大展示室と廊下間仕切壁は、昭和24年の改修で新設(P8・P23図15)。昭和42年に、窓があった部分を壁に改修(P24図17とP25図18)の比較による)
	開口部建具	基準3	後	東面扉:ガラス入り間開扉・嵌設ガラス入り間開付、建具枠	年代不明だが、大正13年東階段室設置時以降の新しい年代のもの	新しい年代のものと思われる。ガラス入り間開扉(外開き)。昭和8年各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。建具の年代は不明だが時計台の中では最も新しい建具(P64)。
		基準3	後	西面扉:ガラス入り間開き自在扉・嵌設ガラス入り間開付、建具枠	当初にない廊下東面の扉。年代不明だが、塗装の塗り重ねが少ない点からも、新しい年代のものと思われる(廊下東面扉と同一扉)。	新しい年代のものと思われる(廊下東面扉と同一)。未解体のため類似年代・取付方法は不明だが、定規線などの形式が違ふことや、塗装の塗り重ねが少ない点から時計台の中では最も新しい建具(P64)。
		基準2	準才	北南東窓:上げ下げガラス窓、建具枠	南東窓は昭和42年(昭和8年のものを切り極めて再用)に復原・北面は昭和42年に復原、北面西端窓は平成10年修理で復原(廊下との境界に位置)。	北面は昭和42年に引違窓から上げ下げ窓に復原、西端の窓は平成10年に復原。窓建具も当初材はなく、昭和42年に切り極めて再用された昭和8年の建具と、北側に残された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付いている(P59-60)。
		基準1	才、準才	独立柱	2列×3本。主要な構造	軸組で整理
		基準3	後	独立柱化粧板	昭和8年に独立柱を化粧板で被覆。昭和42年に取替、塗装仕上げ。	昭和8年に独立柱を化粧板で被覆(P8)。昭和42年に新材に取替え、塗装仕上げをしている(P11)。
主 体 部 分	主 要 材	基準1	才、準才	梁	主要な構造	軸組で整理
		基準2	準才	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	平成10年修理で、錆い、塗を行った(P133)。
		基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。	(P138)
		基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスタター窓)	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、北面東側煙突は昭和24年、北面西側は昭和24年以前に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図16)。昭和42年プラスタター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年に鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒紗紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗り(と研磨を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニテラックス三〇〇・関西ペイント株式会社製品-)をローラー塗りに仕上げた。(P134)。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、北面東側煙突は昭和24年、北面西側は昭和24年以前に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図16)。昭和42年プラスタター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年に鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒紗紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗り(と研磨を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニテラックス三〇〇・関西ペイント株式会社製品-)をローラー塗りに仕上げた。(P134)。
		基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、昭和24年に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図16)。昭和42年プラスタター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒紗紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗り(と研磨を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニテラックス三〇〇・関西ペイント株式会社製品-)をローラー塗りに仕上げた。(P134)。
	そ の 他	基準4	後	温水暖房器具、配管	平成10年修理で設置	平成10年、全館に新たに温水暖房設備を敷設する。(P154、付録6)
		基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置	(付録6)
		基準5	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置	(付録6)
		※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明				

主 体	部 分	部 位	基 準	分 類	仕 様	備 考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
屋・翼屋 2 F	2階ホール	床	基準1	オ、準オ	下張り板(桧板)	約7割が当初材、その他は年代不明。	約7割は角釘傷が残る当初材、その他は年代不明(P44)。昭和42年修理の際は既存材を再用(P12)。平成10年修理の際に下張り板を詰め張りして隙間は新材を補充(組立8号書71~d)。
			基準3	後	仕上材(フロ어링)	後補、平成10年修理で全面張替え	後補、昭和35年1・2階のフロ어링取替補修(P10)。昭和42年、2階のフロ어링材は新材に取替え(P12・P44)。平成10年に全面張替え、厚さは18mmから15mmに変更している(P44柱五一)。
			基準2	準オ	倉棚	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材は存在していない。木目の継ぎから布基礎構算のために床板・床組みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
	天井		基準1	オ、準オ	化粧小屋根(小屋組現し)、付軒桁(妻壁部除く)	小屋根材は昭和51年に母屋・本取替え以外は当初材。野地板は当初材とS51、H10に取替えた箇所あり。	化粧小屋根、付軒桁(妻壁部除く)。昭和42年、2階の二重に張られていた天井をすべて除去し、小屋根を露出させ壁面仕上げをした(P12)。二階内部野地板と壁面の境に約1寸の厚みで張り出した上に見えるのは板状の付軒桁(P40)。野地板を除く小屋組材は、昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。野地板の時代区分は(P47図22)で示されており。昭和51年修理で取り替えられた母屋の位置は(P111図17)に記載。
			基準1	オ、準オ	横羽目板張り	妻壁上部・翼屋妻壁上部に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼替。	内壁(横羽目板)のほとんどは昭和42年の取替材で、2階ホール妻壁上部、南・北翼屋妻壁の上部および本屋壁の合掌にて、横羽目板のめられた当初材が残るのみ(P63)。昭和42年、2階内上部は窓の復原に伴い全張替え(P12)。
			基準1	オ、準オ	垂壁(横羽目板張り)	本屋と南翼屋の間の垂壁。本屋端合掌に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼替。	横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材、2階ホール妻壁上部、南・北翼屋妻壁の上部および主屋壁の合掌に当初材残る(P63)。
	壁		基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの数値が違いから3種類に区分できるが、未解体部分が多いため年代の特定はできていない。(P63)
			基準4	後	付縁	昭和42年に、フロ어링と幅木の取り合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取付(P12)。不陸矯正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。	昭和42年フロ어링と幅木の取り合いに生じた隙間に三角断面の付縁を取付(P12)。不陸矯正が完全でないため付加されたもので、将来は取り去るべきもの(P63)。
			基準1	不	【時計塔】縦羽目板張り	年代不明。2階ホールの壁に準じて基準1とする	縦羽目板張り・横羽目板張りは2階ホールに準ずる。
	開口部建具		基準1	不	北面(北翼屋境界)扉：ガラス入り片開扉・嵌錠ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや縦番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(資料保管室南面扉と同一扉)	ガラス入り片開扉(外開き)・嵌錠ガラス入り欄間付 2か所。昭和8年各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため数値年代・取付方法は不明(P64)。壁枠には建具を外したことを示す木捻子痕が二〜三回あるほか、縦番の位置を変えたことを示す理木も何箇所かみられた。(P64)。
			基準3	後	東面(主屋部)扉：ガラス入り片開扉、建具枠	年代不明だが、大正13年東階段室設置時以降の新しい年代のもの	新しい年代のものと思われる。ガラス入り片開扉(外開き)。昭和8年各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。建具の年代は不明だが時計台の中では最も新しい建具(P64)。
			基準2	準オ	北西南東窓：上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)の改修で窓高さ10cm下げて復原。失われていた笠木は1階に倣い復原。	北側は昭和42年に引連窓から上げ下げ窓に復原。窓建具も当初材は多く、昭和42年に切り縮めて再用された昭和8年の建具と、北側に復された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付いている(P59・60)。
	主要材		基準1	オ、準オ	小屋組(化粧小屋重一合掌・繁丸鋼・繁梁・繁丸鋼用丸調・真束、方杣、火打ち、棟木、母屋、野地板)	当初材。母屋・本は昭和51年に取替え。野地板は当初材とS51、H10に取替えた箇所あり。	小屋組で整理
			基準1	オ	独立柱	本屋と南翼屋の端にある垂直の中央に立てられている独立柱。当初材。	(P99図10)
			基準1	オ	持送り	本屋と南翼屋の端にある垂直の中央に立てられている独立柱の持送り。独立柱と同様に当初材と思われる。	
	塗装		基準1	オ	【時計塔】柱、筋違		軸組で整理
			基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	平成10年修理で、繕い、塗りを行った(P133)。
			基準2	後	シャンデリア	昭和8年に中央の電灯をシャンデリアとした。これに倣い、昭和42年に製作し4個取付。意匠上特徴的。	昭和8年、2階ホール中央の電灯をシャンデリアとした(P8)。昭和42年、天井裏から奈良のシャンデリア(5灯、昭和8年の取付と考える)に倣って製作し、2階に4個取付け(P12)。当初の照明形式は不明であるが、札幌農学校創立25周年記念(昭和34年)の案内写真にシャンデリアが写っており、かなり古くからそれが用いられていたと由来により、昭和42年にシャンデリアを吊るした。なお、昭和42年に天井裏から発見されたシャンデリアの所在は不明であり、現存するものは全て昭和42年製作の模造品と考えられる(P11註三二)。
	照明器具		基準4	後	アッパースライト、ダウンライト、演出照明(繁丸鋼に設置)	平成10年時計台建築活用工事及びそれ以降に設置。	P138
			基準3	後	煙突(屋根下：煉瓦積み/プラスチック塗)	当初位置は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年(北面東側・南面)昭和24年以前(北面西側)に設置。昭和42年修理ではプラスチックの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、北面東側・南面煙突は昭和24年、北側は昭和24年前に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年プラスチック仕上げを塗り直し(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒持紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンペンタデールと研磨を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン・塗料(商品名 ヒニデラックス三〇〇・関西ペイン株式会社製品)をローラー塗りに仕上げた(P134)。
			基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、北面東側・南面煙突は昭和24年、北側は昭和24年前に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年プラスチック仕上げを塗り直し(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補強。屋内部分は大きな隙間をモルタルで埋めてから、全面に寒持紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンペンタデールと研磨を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ヒニデラックス三〇〇・関西ペイン株式会社製品)をローラー塗りに仕上げた(P134)。
	その他		基準4	後	温水暖房器具、配管	平成10年修理で設置	平成10年、全館に新たに温水暖房設備を敷設する。(P154、付録6)
			基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置	(付録6)
			基準5	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置	
			基準4	後	ステージ(仮設)	平成10年修理で仮設置	
			基準4	後	【時計塔】木製棧、仮囲い(強化ガラス)	平成10年修理で設置	
			基準4	後			

※オ：オリジナル/準オ：準オリジナル/後：後補/不：不明

主 屋 ・ 翼 屋 2 F	部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
	資料保管室 (2階事務室・ 2階倉庫)	床	基準1	オ、準オ	下張り板(桧板)	約7割が当初材、その他は年代不明。	約7割は角釘傷が残る当初材、その他は年代不明(P44)。昭和42年修理の際は既存材を再用(P12)。平成10年修理の際に下張り板を詰め張りして隙間は新材を補充(組立8写真71~d)。
			基準3	後	仕上材(フローリング)	後補、平成10年修理で全面張替え	後補、昭和35年1・2階のフローリング取替補修(P10)。昭和42年、2階のフローリング材は新材に取替え(P12・P44)。平成10年修理で全面張替え、厚さは18mmから15mmに変更している(P44柱五一)。
			基準2	準オ	倉棚	後補材、昭和42年の取替材と思われる	当初材は存在していない。木削の糠子から布基礎構築のために床板・床組みを解体した昭和42年の取替材と思われる(P64)。
	天井		基準1	オ、準オ	化粧小屋裏(小屋組現し)、付軒桁(妻壁部除く)	当初材。野地板は当初材とS51,H10に取替えた箇所あり。	化粧小屋裏(妻壁部除く)、昭和42年、2階の二重に張られていた天井をすべて除去し、小屋組を露出させ塗装仕上げをした(P12)。二階内部野地板(壁面の端に約1寸の厚みで張り出している)は板状の付軒材(P40)。野地板を除く小屋組材は、昭和51年修理で取り替えた母屋(1本)以外は当初材(P43)。野地板の時代区分は(P47図22)で示すとおり。昭和51年修理で取り替えられた母屋の位置は(P111図17)に記載。
			基準5	後	木組み物置天井(エキスパンドメタル)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。	(P31、154)
			基準5	後	化粧石膏ボード(小屋組を覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。	(P31、154)
			基準1	オ、準オ	横羽目板張り	翼屋妻壁上部、主屋境合掌に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼付。	横羽目板のほとんどは昭和42年の取替材で、2階ホール妻壁上部、南・北翼屋妻壁の上部および本屋境の合掌に、角釘で止められた当初材が残るのみ(P63)。
			基準5	後	間仕切壁	平成10年修理で、資料保管室を倉庫とさっぽろ時計台の会事務務局室とを分ける間仕切壁設置。非公開のため基準5とした。	後補、資料保管室を倉庫とさっぽろ時計台の会事務務局室とを分ける(P31、154)
	壁		基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。	幅木は上部の面取りの微妙な違いから3種類に区分できているが、未解体部分が多いため年代別の特定はできていない。(P63)
			基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不磨矯正が完全ではないため付加したものの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。	昭和42年フローリングと幅木の取り合いに生じた隙間に付縁を取付(P12)。幅木と床板の境にある三角断面材、不磨矯正が完全でないため付加、将来は取り去るべきもの(P63)。
			基準1	不	南面(展示室境界)扉:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや縦番位置変更の痕跡が残る。安全側を見て基準1とした(展示室北面廊と同一扉)。	ガラス入り片開扉(外開き)、嵌殺ガラス入り欄間付 2か所。昭和8年各部屋の出入口扉にガラスを嵌めた(P8)。未解体のため縦線年代・取付方法は不明(P64)。壁枠には建具を外したことを示す木捻子痕が二〜三回あるほか、縦番の位置を変えたことを示す埋木も何箇所かみられた。(P64)。
			基準2	準オ	北西真窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)の改修で窓高さが10cm下げて復原。失われていた立木は1間に散り、復原。	窓建具も当初材はなく、昭和42年に切り縮めて再用された昭和8年の建具と、北側に復された昭和42年の建具、そして今回復原した窓建具の3種類が、現在の時計台に取り付けられている(P59-60)。
	主要材		基準1	オ、準オ	小屋組(化粧小屋裏・合掌、繁梁、真束、方杖、棟木、母屋、野地板)	当初材。野地板は当初材とS51,H10に取替えた箇所あり。	小屋組で整理
			基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント	平成10年修理で、塗り塗りを行った(P133)。
	塗装		基準5	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。	(P138)
			基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスタター塗)	当初位置は明治39年に撤去、現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスタターの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、その後1本、昭和24年に1本の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年に古写真から推定し屋根上を当初の石積み(札幌軟石)に復原(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補強。
	照明器具		基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。	当初位置の煙突は明治39年に撤去され(P7)、北面真側・南面煙突は昭和24年、北側は昭和24年前に煉瓦造の煙突を設置(P8・P24図面)。昭和42年プラスタター仕上げを塗り直し(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補強、屋内部分には大きな隙間をモルタルで埋めながら、全面に寒冷紗を貼って下地とし、合成樹脂エマルジョンパテ塗りとし研削を三回繰り返して表面を平滑にした。その上に合成樹脂エマルジョン塗料(商品名 ビニデラックス三〇〇関西ペイン株式会社製品)をローラー塗りに仕上げた(P134)
			基準5	後	コンセント盤		
			基準5	後	木組み物置	平成10年修理で設置	P31、154
基準5			後	カーテンレール、カーテン			
その他							

時 計 塔	部分	部位	基準	分類	仕様	備考	相模 ※(PO)は平成10年改修工事報告書内の説明
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で分館案内枠の補強方法を変更。(写真見：玄関ホールにて掲載)	写真見：玄関ホールにて掲載
		床	基準3	後	下張り板(後板)	約7割が当初材、その他は年代不明。	約7割が当初材、その他は年代不明。
		天井	基準2	準オ	仕上材(フローリング)	後補、平成10年修理で全面張替え	後補、平成10年修理で全面張替え
		壁	基準1	不	横羽目板張り(西面)	昭和42年貼替	昭和42年貼替
	天井	横羽目板張り(西面)	基準2	準オ	横羽目板張り(西面)	昭和42年貼替	昭和42年貼替
		壁	基準1	不	縦羽目板張り	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代特定できていないが、他と異なる取付けになっており当初材の可能性が有るため、安全網を見替基準とした。	年代特定できていないが、他と異なる取付けになっており当初材の可能性が有るため、安全網を見替基準とした。
		床	基準4	後	付録	昭和42年に、フローリングと断木の不換装正が完全ではなかった付加したため、寄来を取り去られるべきものとされたため、重畳4としした。	昭和42年に、フローリングと断木の不換装正が完全ではなかった付加したため、寄来を取り去られるべきものとされたため、重畳4としした。
	天井	木製柱	基準4	後	木製柱	平成10年修理で、金網から強化ガラスに変更	平成10年修理で、金網から強化ガラスに変更
		開口部建具	基準2	準オ	窓：上げ下げガラス窓、建具特注	昭和42年(昭和48年のものも切り履きで利用)の改修で窓高30cm下げて復元、外壁に付いた窓枠は1階にない。復元。	昭和42年(昭和48年のものも切り履きで利用)の改修で窓高30cm下げて復元、外壁に付いた窓枠は1階にない。復元。
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		照明器具	—	—	—	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で張板の隙間を詰めて遮り(天井)を撤去して調整。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で張板の隙間を詰めて遮り(天井)を撤去して調整。
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で張板の隙間を詰めて遮り(天井)を撤去して調整。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で張板の隙間を詰めて遮り(天井)を撤去して調整。
		床	基準2	準オ	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
	天井	横羽目板張り(南面)	基準1	不	横羽目板張り(南面)	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		壁	基準1	不	横木	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする	年代不明、2階ホールの壁に準じて基準1とする
		開口部建具	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
		主要材	基準1	オ、準オ	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違	柱、窓、筋違
	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
2階	その他	分館案内枠	基準1	不	分館案内枠	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。	年代不明のため安全網を見替基準とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		床	基準1	不	板張り渡し	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		天井	基準1	不	粗大天井	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準とする
		壁	基準1	不	板張り	年代不明のため安全網を見替基準とする	年代不明のため安全網を見替基準

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明